

平成29年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第5号)

平成29年3月16日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第25号 平成29年度那珂川町一般会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第26号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第27号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第28号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第29号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第30号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第31号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第32号 平成29年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 発委第 1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について
(議会運営委員長提出)
- 日程第10 請願第 1号 町立馬頭西小学校統合時期に関する請願について
(教育民生委員長報告)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について(町長提出)
- 追加日程第2 議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正について

(町長提出)

追加日程第3 議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結について (町長提出)

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂尾 一美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君
総 合 窓 口 課 長	薄井 桂子 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大森 新一 君	学 校 教 育 課 長	薄 井 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	笹 沼 公 一 君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	高 林 伸 栄	書 記	岩 村 房 行
書 記	長 家 佳 奈 子	書 記	岡 多 恵 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。
-

◎議案第25号～議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、議案第25号 平成29年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第26号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第27号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第28号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第29号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第30号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第7、議案第31号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第8、議案第32号 平成29年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものでありますので、委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長、益子明美さん。

〔予算審査特別委員長 益子明美君登壇〕

- 予算審査特別委員長（益子明美君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会の審査結果について報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第25号 平成29年度那珂川町一般会計予算の議決について、議案第26号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第27号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第28号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第29号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第30号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、議案第31号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第32号 平成29年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8会計予算について、平成29年3月8日から15日までのうち5日間、関係課長の説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、各会計ごとに採決を行い、一般会計及びケーブルテレビ事業、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の5特別会計並びに水道事業会計については、賛成多数で、農業集落排水事業特別会計については、全員賛成により本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課局室の審査の際に申し上げましたが、審査報告に当たり、特に次の7点について別紙のとおり意見等を付したものであります。

第1点目に、予算執行に当たってであります。

効果的な予算執行のため、事務事業の執行に当たりましては各関係課の横断的連携を図られるようお願いするものであります。

第2点目に、生ごみ堆肥化事業の推進についてであります。

ごみ減量化推進施策として、生ごみ堆肥化事業がモデル事業から全町的な事業に拡大されてきて、環境施策の飛躍を遂げようとするものであります。町民の協力を得るために周知を徹底され、堆肥の効果的な活用を図るよう、実効ある推進に努めていただきたいと考えます。

第3点目に、田舎暮らし体験ハウス整備事業についてであります。

田舎暮らし体験ハウスについては、十分な検討を重ね、定住促進につながるよう有効な活用を図っていただきたいものであります。

第4点目に、デマンド交通システムについてであります。

デマンド交通システムは、4月から指定乗降場所が拡充されますが、加えてデマンド交通が発展的に運用されるよう、以前より要望の多い土日運行の導入についても事業者との協議

に努めていただきたいと希望するものです。

第5点目に、中学校のエアコン設備についてであります。

中学校のエアコン設置事業について、地球温暖化の影響を受けて気温が上昇しており、生徒への健康が危惧されるところであります。小学校と同様、生徒への健康配慮と学習環境の改善のため中学校にもエアコンを早急に設置して、教育環境のさらなる整備、充実を図られるよう願います。

第6点目に、ケーブルテレビ事業及び下水道事業についてであります。

ケーブルテレビ事業及び下水道事業については、新たな補助制度の創設を検討して、加入促進を図っていただくよう願います。

最後に、特別会計繰入金についてであります。

特別会計については独立採算制を高めるために、徴収率の向上に努められ、一般会計からの繰入金を抑制できるよう努めていただきたいと思います。

以上、7項目の意見等を付して報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は、議案第25号から議案第32号まで1件ごとに行います。

議案第25号 平成29年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第25号 平成29年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

議案第26号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第26号 平成29年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第27号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第28号 平成29年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第29号 平成29年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第30号 平成29年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成29年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成29年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第32号 平成29年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、町長からの発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

3月2日から本日16日までの15日間の会期で招集をされました平成29年那珂川町議会第1回定例会も、おかげさまで本日最終日を迎えることができました。議員各位におかれましては、年度末何かとお忙しい中熱心にご審議をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、予算審査特別委員長をお務めになられました益子明美議員におかれましては、特段のお骨折りをいただきまして感謝申し上げます。お疲れさまでございました。

ただいまは、全議案につきまして議決をいただきまして、本当にありがとうございます。ただいまの議決の中で29年度予算についての附帯意見につきましては、私ども、真摯に受けとめ、29年度の予算執行に当たってまいりたいと思います。

また、審査の過程の中で、各議員の皆様から出されましたいろいろなご提案等につきましても、真摯に受けとめ、これからの町政運営に活かしていきたいと思っておりますので、これからますますご協力、ご理解をお願いしたいと思います。

この後、追加議案も予定をしておりますが、皆様、慎重に審議をくださいまして、可決をいただきますことお願い申し上げ、改めて皆様のこれからますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げます。

本日はまことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川上要一君登壇〕

○議会運営委員長（川上要一君） 議会運営委員長、川上要一です。

ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正について、議案の趣旨説明を申し上げます。

平成28年第7回議会において、生活環境課を新設するための那珂川町課設置条例の一部が改正されまして、本年4月1日施行となったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、那珂川町議会委員会条例第2条中、教育民生常任委員会の所管において「住民生活課」を「住民課、生活環境課」に改め、「環境総合推進室」を削除するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げまして、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、請願第1号 町立馬頭西小学校統合時期に関する請願についてを議題といたします。

本件については、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしました、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 請願第1号 町立馬頭西小学校統合時期に関する請願について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

当請願については、3月2日及び7日に委員会を開催し、紹介議員及び請願人、所管課長から説明や意見をいただき、慎重に審査いたしました。

この請願は、2月10日馬頭西小学校PTA会長大森広伸氏ほかPTA役員5名の連名により提出されたもので、紹介議員は大森富夫議員であります。

請願の内容は、町教育委員会が平成30年4月の統合を進めている馬頭西小学校から馬頭小学校への統合時期について、統合すべき積極的な理由の説明がなく、馬頭小学校大規模改修工事完了後の平成31年4月とするよう求めるというものであります。

なお、この請願には、請願を提出することに賛成する保護者の署名簿と、統合時期に関する保護者のアンケート結果が添付されております。

本請願の審査結果についてであります。教育民生常任委員会としては、町全体の均衡を踏まえ、公共性、公平性の観点から審議をいたしました。教育行政としては、全ての児童に同じ教育環境を提供する責務がありますし、教育機会の均等、平準化も必要になるものと考えます。改修工事による精神的な負担がないとは言えませんが、その負担を最小限にとどめなければなりません。その上で、教育設備の整った小学校で平等な教育環境の中で主役である子供たちを最優先に考えて、その子供たちに人間性の成長を学ばせ、そして子供の目線に立って真に子供たちが必要とする状況と機会を一年でも早く提供し、一年でも多く享受してもらうことが必要だと考えるものであります。

以上のことから、均等ある教育環境の実現のため一年でも早く統合することが好ましいものとして、教育委員会の方針のとおり平成30年4月統合を推し進めるべきと考え、不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、本請願に関する教育民生常任委員会の附帯意見として2点を申し上げたいと思います。

第1点目として、教育委員会の対応と姿勢についてであります。

今後の統合の準備に当たりまして、教育委員会においては、これまでの保護者の動揺、不安、そして不信感に応えるために、そして馬頭西小学校保護者の自尊心を尊重し、その思いを酌んでいただくようお願いしたいと思います。誠心誠意を持った姿勢で対応して、保護者との融和と合意形成を図りながら円滑な統合となるよう強く望むものであります。

第2点目に、工事に対する安全確保、安全対策についてであります。

馬頭小学校改修工事においては、児童の安全を確保し、工事に対する保護者の不安解消に万全の対策を期すよう十分な配慮をお願いするものであります。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 教育民生常任委員長からの報告がありまして、不採択という結果が示されました。それに対しまして、私、若干質疑をしておきたいというふうに思います。

附帯意見というふうなことが述べられましたので、この附帯意見2点につきましては、私は全く同意をするものであります。

その上で、3点伺います。

1つは、請願趣旨は先ほど説明されましたように、現状では多数の保護者が納得できない、平成31年4月にということでありますので、全くこれは道理にかなっているというふうに思いますけれども、教育民生常任委員会の審議におきましては、1年を猶予してほしいというこの点をどういうふうな論議になったか伺います。

2点目は、5人の常任委員がいるわけでありましてけれども、委員長の気持ちは察するわけでありましてけれども、採決には加われないということになりますし、個人的な心情を表明するわけにもいかないということは、私は同情するわけでありましてけれども、採決におきましては常任委員はどういう採決結果をとられたか。この点、2点目に伺います。

3点目は、このような請願不採択と、こういう結論を導き出したわけでありましてけれども、今後教育委員会としては西小学校の廃校、馬頭小学校への統合という方針という、こういうことを示してきたわけですがけれども、こういう請願結果を示すということは教育委員会に迎合するという、こういうことになるんじゃないかというふうに思うわけですがけれども、この

点ではどんなふうな論議がなされたかということを伺います。

以上、3点伺います。

○議長（塚田秀知君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（益子明美君） まず1点目ですが、1年の猶予をしてほしいということに対しての審議であります。請願人そして関係課長、それから大森議員にも来ていただきまして、それぞれの立場で意見を聞きました。1年猶予してほしいということよりも、先ほど請願の審査結果において報告しましたとおり、教育環境の平準化、均衡を第一優先と考えて、予定どおり平成30年の統合ということに賛成を示したものであります。

2点目ですが、5人の常任委員の採決状況ですが、私は採決に加われませんので、ほかの委員は3対1で不採択となったものであります。

3点目に関しては、そのような審査はされておられませんので、話し合いの結果はございません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君。

○5番（大森富夫君） これは、結果的にはこういう議会の姿勢では、教育委員会の方針に沿った議会の迎合姿勢ということになってしまうのではないかというふうに思います。

そして、1年の猶予ということですから、これは統合そのものに反対するということではないということで、西小学校は廃校になっていくということになるわけですがけれども、そういう中でもせめてこの1年でも西小学校を存続させたいという気持ちも背景には、私は強くあるんだというふうに思いますけれども、こういった心情、PTAやあるいは地域の皆さんのそういう心情ということについては、私は不採択ということでは真っ向からこの違った結果になるというふうに思うんですけれども、そういう地域の皆さんの心情、あるいはPTAの皆さんの気持ちというものを常任委員会としてはどういう論議がなされたのか、この点を最後に伺っておきたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（益子明美君） 請願を出された方々の、請願人として来ていただいてその心情等はお伺いいたしました。心情等に関しましては、先ほどの附帯意見にも述べたとおりでありますし、必ずしもその心情について理解を示さないわけではございません。しかし、それよりも教育環境の平準化、機会の均等を最優先に考えて、一年でも早い統合が望ましいというのが教育民生常任委員の統一した不採択となった意見の結果であります。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 最後に、私は本当に、常任委員会としてまたそういう結論が不採択ということに持っていったことに、私は賛同するわけにはいかないわけです。ただし、この附帯意見というものが示されたのはですね、幸いにも救いのあるそういう道がそこには見出せるのではないかということも添えまして、私最後の質疑、これは質疑になりませんが、そのことを申し述べて終わります。

○議長（塚田秀知君） 答弁は結構ですね。

○5番（大森富夫君） はい。いいです。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は、この町立馬頭西小学校統合時期に関する請願書の趣旨に賛成し、及びこの採択を主張して、委員長報告の不採択という、こういうことに対しまして反対の立場で討論を行います。

人口減少と少子高齢化が進む地域社会におきまして、小規模小学校の存在というのは本当にかげがえのないものになっているということは言うまでもありません。通学する子供、児童や学校からの児童たちの元気な姿を見たり声を聞くということは、地域の人々にとって限りない生きる希望と、また勇気というものも与えてくれているというふうに思います。ところが町教育委員会は、PTA及び地域住民に対して西小学校の廃校と統合ということについて、これまで本当に納得のできるような説明をしないまま今日に至っているわけであります。

請願の趣旨は、来年平成30年4月の統合では、そういうことで納得できないという、こういう保護者が多く、できるだけ多くの保護者が納得できると思われる平成31年4月での統合、こういうものを希望するという本当にささやかなそういうものであります。ですから、統合1年だけ先延ばしてほしいというものであります。これ本当は地域に学校存続ということからすれば、100歩も譲るといふ、こういうものでもあるというふうに思います。32年度は新入生が1人になることや馬頭小学校の改修工事が完了していないということも考慮して、統

合時期は平成31年4月ということ并希望するという、こういうことだけなんです。このようなことを希望することの根拠には、保護者アンケートの結果と過半数の署名が、この請願書提出する際も署名が添えられていることから、本当に切実なものとして受けとめなければならないというふうに思うわけであります。

したがって、この請願の採決、議会としてこれは採択すべきだというふうに私は強く主張するものであります。多くの議員の皆さんの賛同を得て、教育民生常任委員会のとられた不採択ということではなくて、採択というものとお願いをいたしまして私の最後の討論というふうにいたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本請願に対する反対討論を許します。

2番、石川和美君。

○2番（石川和美君） 2番、石川です。

町立馬頭西小学校統合時期に関する請願について、採択に反対の立場から発言いたします。

今回、議長宛てに提出された請願書は統合時期延期に関する内容であり、その大きな理由として馬頭小学校の大規模改修工事による子供たちの精神的な負担が挙げられています。この大規模改修工事の作業工程は平成29年度に普通教室等の改修をすべて終了し、平成30年度の統合時には改修後の教室が使用でき、通常授業には支障を来さないと聞いております。

また平成29年度には馬頭小学校と馬頭西小学校の交流授業が実施されると聞いております。これは、遠足や臨海自然教室、社会化見学、ハイキングなど教室を使用しなくても可能な授業が中心であるとのことですから、工事中であっても支障はほとんどないものと考えられます。

ところで、私の母校でもあります旧小川南小学校も小川小学校に統合されました。学校を核とするコミュニティーが失われるという悲しみは大きく、子供たちの学校生活に不安を抱いておりました。しかし現在、子供のためにはよかったという保護者の意見がほとんどです。馬頭西小学校の保護者の心配は十分に理解しているつもりですが、統合の主役はあくまでも児童ではないでしょうか。一日でも早く、また1人でも多くの児童に、よりよい教育環境の中で過ごすことが、町の将来を担うであろう子供たちにとってとても大切なことだと考えます。

以上のことから、31年4月統合を希望するとのこの請願については、採択に反対するものであります。

以上。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

この請願に対する委員長報告は、不採択であります。

採決は原案について行います。

請願第1号 町立馬頭西小学校統合時期に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（塚田秀知君） 起立少数であります。

よって、請願第1号 町立馬頭西小学校統合時期に関する請願は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1を配付いたします。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第1、議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の平成29年度税制改正大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、平成29年4月1日から施行されることから、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 補足説明をいたします。

議案書に添付しております参考資料及び那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容をあわせてごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、低所得世帯に対する保険税軽減対象世帯の拡充であり、具体的には国民健康保険税の減額の対象となる軽減判定所得基準額の引き上げであります。

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減を判定する所得について、被保険者に乗ずる金額を、5割軽減につきましては5,000円、2割軽減につきましては1万円をそれぞれ引き上げ、軽減対象の拡充を図ることとし、条例第26条第2号中の「26万5,000円」を「27万円」に、同条第3号中の「48万円」を「49万円」に改めるものであります。

附則は、改正条例の施行期日及び適用区分を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2を配付いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第2、議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭西小学校の統合につきましては、学校規模の適正化を考慮し、平成26年度に馬頭西小学校における統合方針を定め、統合時期は平成28年4月を目標として議会全員協議会でご報告し、保護者や地域住民の皆様にご説明の機会を設けてまいりましたが、統合の必要性や不安解消など、十分にご理解をいただくまでには至りませんでした。

今年度は、改めて統合目標年次を見直して平成30年4月とし、保護者の要望を吸い上げ、積極的に資料等の提供をし、同時に子供の成長にとっての教育環境についてご説明申し上げ、不安の解消に努めてまいりました。

説明会では、保護者からは、馬頭小学校大規模改修工事に関連し、統合年次を平成31年4月としてほしいなど、統合の是非を含めてさまざまなご意見、ご要望をいただきましたが、子供たちの将来を考えれば統合はやむを得ないのご意見もいただいております。統合の必要性についてはおおむねご理解をいただけたものと考えております。

平成24年度に初めて複式学級が発生し、統合年次を平成30年4月としても既に6年が経過いたします。子供たちのよりよい教育環境の向上には、複式学級を解消し、速やかな統合を行う必要があります。

地域の皆様にとっては、学校は地域のシンボルであり、よりどころでもあり、学校がなくなるということは大変寂しいことであることは十分理解しておりますが、町の少子化の現状を考えると断腸の思いで統合を進めなければならないと考えます。

今後、さらにPTAや地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、統合に向けて統合準備委員会を設置してスムーズな統合ができるよう協議、準備を進めていきたいと考えておりますが、それに先立ち、今回馬頭西小学校の統合に際して、那珂川町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をご提案申し上げる次第であります。

改正の内容につきましては、那珂川町立学校の設置に関する条例別表中の那珂川町立馬頭西小学校の項を削除するものです。

なお、附則はこの条例の施行日を統合時期となる平成30年4月1日とするものです。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 早速こういう形で先ほどの請願の不採択、これを利用した形で西小学校を廃校するという、こういう住民の願い、期待というものを裏切る形で出してくるということを非常に私は不愉快な思いをいたします。その上で若干質疑をしておきたいというふうに思います。

なぜ、こうも急ぐのかということでもあります。その理由の一つには、統合も決まっていなのに県や国に対して馬頭小学校の大規模改修工事、これを利用した形で西小学校の児童が来ることを想定して、あくまで想定してそういうことをやるという。つまり、国からの不当な、不法な助成金を得ようとしたような、そういうことをしたのではないかと、こういうことを考えられますけれども、この2点について伺います。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 統合の学校施設環境改善交付金ということで申請はしております。この交付金の取り扱いといいますのは、あくまでも統合の予定ということで申請をしております。もともと以前ご説明差し上げましたように、馬頭西小学校の統合についてはもともと計画的に進めてきているものでございます。馬頭小学校大規模の改修があるなしにかかわらず、町教育委員会としては子供たちによりよい教育環境のために進めなければならないものと思っております。

また、交付金につきましても、これは毎年決まった交付金の枠があるということではございません。全くない年もありまして、国の動向によって大きく左右されるものでございます。町としましても有利な財源確保については行政執行上必要不可欠なものと考えております。そういったことで状況に応じて対応する必要があるというふうに考えておるところでございます。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 学校教育課長の真っ正直なそういう答弁があるわけですがけれども、町長としては、執行部としては、統合が決まっていないんです。決まっていないのに交付金申請ということは、これは常識的には通らないんじゃないかというふうに思うんです。そのことを2番目に聞いたんですよ。1番目が、住民理解が得られていないんじゃないかということを、これをそっちへおいて強行的にやるという執行部の姿勢、この2点を聞いたわけですがけれども、これは町長のほうにお聞きをします。それで、金額を再度、学校教育課長の交付

申請金額、これをどういうふうになっているのか伺います。

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

町長。

○町長（福島泰夫君） まず1点目、なぜ急ぐのか。もうおくれていて子供たちにまことに申しわけない、このような気持ちでいっぱいでございます。

それから、国からの不法な助成金を得ようとした、そういうご発言でございますが、そのようなことは一切ございません。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 不法とはちょっとあれですけども、不当ということなんです。決まってもいないのに交付申請をするというのは不当ではないかということ伺ったわけです。

それで、学校がなくなるというとは、先ほども町長も申されましたように重大なことではあります。こういう条例を出せば、これでもう西小学校がなくなっちゃうという重大なことなわけですから。地域の環境、小砂地区では美しい村の取り組みをしているという、こういうこともあります。ですから、そういうことを最大限考慮して、先ほどの請願ではないですけども、一年でも学校を地域に残したいという、そういう地域の人々の思いがあるわけです。

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

○5番（大森富夫君） 地域のそういう環境変化ということについては、町長が学校をなくす

ということについてどういう思いなのか、最後に伺って質疑とします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど提案理由の説明で申し上げたとおりでございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は……

〔「簡単にやれよ」と言う人あり〕

○5番（大森富夫君） 簡単にやろうが詳細にやろうが私の自由だから、そういう横合いから、議長に注意をするようにお願いします。

○議長（塚田秀知君） 簡潔にお願いします。

○5番（大森富夫君） そうですね。

第1は、何とんでも地域から学校をなくすということ、これは賛成だというようなことはできません。そして教育に関しては僻地教育あるいは複式教育になっても、教育関係者におきましてはそういうことも最大限に差がない取り組みをしてきているということで、町長も答弁したことがありますように、複式教育になっても教育の差があるということはないんだということが言われましたように、その小規模校であっても子供たちが本当に生き生きと瞳が輝くような、そういう元気な姿を見せていただけるような、そういうものであってほしいというのがみんなの願いだと思います。それを、学校をこういう一片の条例でなくしたということについては、私は承服できません。

撤回するように求めまして、私の討論といたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第34号 那珂川町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結についてが提出されました。それを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたします。

追加日程第3を配付いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第3、議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭小学校大規模改修工事につきましては、国の第2次補正予算により、12月議会定例会において補正予算の議決をいただき、教育環境の整備に取り組んでいるところであります。本校舎の大規模改修工事を実施するに当たり、仮設校舎を設置し、できるだけ早期に工事に着手したいと考えております。

つきましては、仮設校舎賃貸借に当たり、一般競争入札により2月21日に開札を行い、応札した3社の中から落札候補者を決定し、2月24日に落札決定をいたしました。その結果、1億289万5,000円で宇都宮市の大和リース株式会社宇都宮支店と契約を締結するものです。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは補足説明をいたします。

お手元の議案第35号をごらんいただきたいと思います。

契約の締結内容は、契約の目的、馬頭小学校仮設校舎賃貸借、契約の方法、一般競争入札、契約金額、1億289万5,000円、契約の相手方、栃木県宇都宮市下栗町1570番地1、大和リース株式会社宇都宮支店 支店長玉木秀幸です。

次に、参考資料をごらんいただきたいと思います。

入札の経過ですが、1月26日に入札公告を行い、2月9日を締め切り日として入札参加申請を受け付けました。その後2月20日を提出期限とし、郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと2月21日に開札を行いました。開札結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札候補者として資格書類の審査を行い、2月24日に大和リース株式会社宇都宮支店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1億2,600万7,000円であり、落札リースは81.65%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる3月3日に締結いたしました。

裏面をごらんください。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額9,529万5,000円、消費税相当額760万円を加えた1億289万5,000円が落札価格となり、契約書記載金額となります。事業箇所は那珂川町馬頭169番地です。事業内容は、仮設校舎賃貸借で、その主たる構造は鉄骨づくり2階建て、延べ床面積1,563.64平米、1棟で、①仮設工事、建築工事、設備工事、解体工事一式、②渡り廊下工事一式、③建築確認等各官公署への手続一式、④建物等の維持及び保守一式を行うものです。履行期間は、議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成30年3月16日までであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号 馬頭小学校仮設校舎賃貸借契約の締結について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎発言の取り消し

○議長（塚田秀知君） お諮りいたします。

益子輝夫君から、3月3日の「国道461号の危険箇所について」の一般質問に関する発言について、会議規則第64条の規定により、発言取消申請書に記載のとおり「被害者は大山田

上郷の方だ。」の発言を取り消ししたい旨の申し入れがありました。

この取り消し申し出を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

益子輝夫君からの発言の取り消し申し出を許可することを決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は、全て終了しました。

これにて、平成29年第1回那珂川町議会定例会を閉会にします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時07分